様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2024年　9月　18日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃ　けいようぎんこう  一般事業主の氏名又は名称 株式会社 京葉銀行  （ふりがな） くまがい としゆき  （法人の場合）代表者の氏名 熊谷 俊行  住所　〒260-0015  千葉県千葉市中央区富士見1-11-11  法人番号　5040001000008  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①企業理念および長期ビジョン、第20次中期経営計画について  ②第20次中期経営計画「＋αVision90」フェーズ1　～挑戦と変革～ | | 公表日 | ①2024年3月28日  ②2024年3月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 京葉銀行ホームページにて公表  ①企業理念および長期ビジョン、第20次中期経営計画について  <https://www.keiyobank.co.jp/news/2024/20240328vision90phasel.pdf>  ②第20次中期経営計画「＋αVision90」フェーズ1　～挑戦と変革～（P5～P6、P16～P18）  <https://www.keiyobank.co.jp/aboutus/strategy/pdf/vision90_phase1.pdf> | | 記載内容抜粋 | ・人口減少や少子高齢化等の構造変化に加え、サステナビリティへの意識の高まりやデジタル化の進展等の歴史的な構造転換により、経営環境は変革が進み、社会課題も年々多様化・高度化していくと認識。  ・こうした変化に対応すべく「①オンリーワンの課題解決型営業」「②営業改革」「③人財改革」「④経営基盤改革」の4つの基本戦略を実践することで、社会課題の解決力強化に向け、成長エンジンの再構築を図る。  ・特に「②営業改革」においては、対面での顧客接点を強化する一方、非対面チャネルを拡大することで、リアルとデジタルを融合した最適なソリューションをお客さまへ提供していく。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①企業理念および長期ビジョン、第20次中期経営計画の内容については、取締役会で承認  ②第20次中期経営計画の内容については、取締役会で承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①第20次中期経営計画  「＋αVision90」フェーズ1　～挑戦と変革～  ②統合報告書  ③株式会社りそなホールディングスとの戦略的な業務提携について  ④本部機構の一部改定について  ⑤次世代勘定系システムの開発について | | 公表日 | ①2024年3月28日  ②2023年7月28日  ③2021年8月24日  ④2020年6月25日  ⑤2023年10月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 京葉銀行ホームページにて公表  ①第20次中期経営計画（P18、P20、P29）  <https://www.keiyobank.co.jp/aboutus/strategy/pdf/vision90_phase1.pdf>  ②統合報告書（P29）  <https://www.keiyobank.co.jp/ir/shared/pdf/report_2023_honshi_all.pdf>  ③株式会社りそなホールディングスとの戦略的な業務提携について  <https://www.keiyobank.co.jp/news/2021/risona.pdf>  ④本部機構の一部改定について  <https://www.keiyobank.co.jp/news/2020/soshikikaitei20200625.pdf>  ⑤次世代勘定系システムの開発について  <https://www.keiyobank.co.jp/news/2023/20231031jisedai.pdf> | | 記載内容抜粋 | ・第20次中期経営計画の重要施策として、中長期的なデジタル戦略「POLESTAR計画」に基づきデジタル化を推進しており、リアルとデジタルを融合した、最適なソリューションの提供を目指している。  ・「POLESTAR計画」は、中長期のデジタル戦略を明確化し、ガバナンスとデジタル推進を強化するため策定されたもので、下記3つのテーマを掲げて推進している。  ①お客さまの利便性と安心・安全の追求  ②地域活性をデジタル化・情報活用で支援  ③デジタル技術を駆使、職員の働き方を改革  ・具体的には、店頭オペ改革や非対面チャネル拡大によりオムニチャネルを推進し、これらのチャネルから得られたお客さまのデータを活用し、One to OneのマーケティングやFace to Faceのコンサルティングに活かすため、面談履歴等の対面の行動データやアプリの利用履歴等の非対面の行動データを一元化して分析し、一人ひとりのお客さまへ新たな価値を創出する最適なソリューションを提供していく。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ・第20次中期経営計画、りそなホールディングスとの戦略的な業務提携、本部機構の一部改定、次世代勘定系システムの開発については、取締役会で承認されている。  ・中長期的なデジタル戦略「POLESTAR計画」については、取締役会で承認された内容を基に、第20次中期経営計画、統合報告書で公表している。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①株式会社りそなホールディングスとの戦略的な業務提携について  ②本部機構の一部改定について  ③統合報告書（P29）  ④第20次中期経営計画（P20） | | 記載内容抜粋 | ①株式会社りそなホールディングスとの間で、デジタル分野を中心に情報・ノウハウを相互に活用し、両社が得意とするリテール業務を展開すべく、業務提携に関する協定を締結。  ②ペーパーレス、通帳レスの推進、Web完結商品の拡大など、デジタル技術を活用した非対面営業の推進を図るため、「デジタルビジネス推進部」を新設。  ③取締役会・経営会議の傘下に設置されたデジタル戦略委員会と「戦略・推進・人材育成・投資・リスク検討」の5つのワーキンググループを中心に組織横断的な推進体制によりデジタル戦略の実現を目指している。  ④企業内大学の設立や認定制度の新設により、デジタル人財の育成強化を目指している。また、デジタル人財を4つのカテゴリーに分け、カテゴリーごとの目標人数を設定している。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 次世代勘定系システムの開発について | | 記載内容抜粋 | ・戦略的な金融サービス提供を柔軟かつ迅速に行うべくオープン勘定系パッケージのシステム基盤を活用し、当行独自の業務機能を取り入れた「次世代勘定系システム」を開発中。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 第20次中期経営計画  「＋αVision90」フェーズ1　～挑戦と変革～ | | 公表日 | 2024年3月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 京葉銀行ホームページにて公表（P18、P20）  <https://www.keiyobank.co.jp/aboutus/strategy/pdf/vision90_phase1.pdf> | | 記載内容抜粋 | ■デジタル化推進  　・デジタル接点アクティブユーザー数：30万人  　・法人IB契約者数：2.6万先  ■デジタル人財育成  　・ハイスキル人材：10人  ・コア人材：50人  ・デジタル人材：140人  ・ベース人材（ITパスポート取得者）：1,000人 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年6月5日 | | 発信方法 | 「2023年度決算説明会」の資料および音声を京葉銀行ホームページにて公表  ・資料  <https://www.keiyobank.co.jp/ir/shared/pdf/ir20240605.pdf>  ・音声配信（25:07～26:20）  <https://webcast.net-ir.ne.jp/85442406/index.html> | | 発信内容 | ・2023年度の決算説明会において、頭取より、デジタル化推進によるリアルとデジタルを融合した最適なソリューションの提供や、デジタル人財等の多様なプロフェッショナル人財の計画的な創出について、情報発信を行っている。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年3月頃　～　継続中 | | 実施内容 | ・IPAサイトよりダウンロードした「DX推進指標自己診断フォーマット」による自己診断を実施し、現状評価および課題を把握している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2017年6月頃　～　継続的に実施中 | | 実施内容 | ・環境の変化や外部監査結果等を踏まえ、「サイバーセキュリティの取組計画」を策定し、継続的に取り組んでいる。  ・「サイバーセキュリティ管理規定」を制定し、サイバーセキュリティ統括責任者（CISO）を設置。あわせて、CISOのもと「京葉銀行CSIRT」を設置し、平時のセキュリティインシデント未然防止対策およびサイバーセキュリティに関するリスク評価・管理、実施体制の整備を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。